

古賀市長 宛

令和6年度低所得世帯に対するこども加算給付支給申出書（追加分）
（令和6年度古賀市物価高騰緊急支援給付金）

住所 _____
(申請者) _____
氏名 _____

令和6年(2024年)6月3日より後にこども加算の対象となる児童が出生又は基準日(令和6年6月3日)時点で、住民票上、別世帯であるが扶養している児童がいるため、下記のとおり申し出ます。

■世帯主の方が、以下の確認欄1, 2を記入してください。

●確認欄1 (以下の項目を確認し、該当する場合はチェック欄(□)に✓を入れてください。)

<input type="checkbox"/> ①世帯主全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/> ③古賀市以外の市区町村で、令和5年度以降に古賀市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円または10万円相当)を受給していません。

- ※1 ①②③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
 ※2 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

●確認欄2 (以下の表に、こども加算の対象となる18歳以下の児童の氏名、生年月日を記載してください。) ※既に本給付金を申請した児童については記載しないでください。

- ※1 この申出書で、こども加算の対象となる児童は、次のア、イのいずれかに該当する児童です。
 ア 令和6年6月3日より後に生まれた新生児
 イ 住民票上、別世帯であるが扶養している児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)
 ※2 施設入所児童は、住民票上、同一世帯であっても、こども加算の対象外です。
 ※3 別世帯でこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です。

	(フリガナ)	生年月日	同居 別居	住所(別居の場合のみ)
	氏名			
1	(フリガナ)	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2	(フリガナ)	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3	(フリガナ)	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

こども加算対象者 (追加分) 人 × 5万円 = 万円

■上記の確認欄の記入内容に相違ありません。

- ※1 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
 ※2 意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
 ※3 令和6年9月30日までに返送がない場合、または返送した申出書に不備があり、古賀市長が指定する日までに必要な修正が行われない場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	電話番号	
-------	--	-----	----------	------	--

《裏面もご確認ください》

●受取を希望する振込口座のチェック欄（□）に✓を入れてください。

以下の給付金で使した口座を使用する
 ・令和6年度価値高騰緊急支援給付金【(10万円/1世帯) + (対象児童1人あたり5万円)】

新たな受取口座を使用する ※①の記入と②の提出が必要です。

- ※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。
- ※ 世帯主以外の口座に振込を希望される場合には、下記の【代理確認・受給を行う場合】の欄に代理人名等を必ず記入して下さい。

①【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	種別	口座番号				口座名義 (カナ)
			※右詰めでお書きください				※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座					
金融機関コード	支店コード						

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、古賀市緊急支援給付金相談窓口(092-942-1200)までお問い合わせください。

②【提出書類】(振込先金融機関口座確認書類)

- 振込先金融機関口座確認書類として、下記の書類を台紙に添付してください。
- ・受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
 - ・申出・請求者本人確認書類の写し(コピー)
- ※①もしくは②を台紙に貼って提出してください。
- ①顔写真付きのもの(1点)
運転免許証(表裏)、マイナンバーカード(表面)、パスポート、在留カード等
 - ②顔写真のないもの(2点)
健康保険証、診療依頼書、介護保険証、年金手帳(年金証書)、診察券等の写し等

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申出者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		大正・昭和・平成 年 月 日	
				〒 住所 日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、本給付金の [①確認・請求
②受給
③確認・請求及び受給] を委任します。
 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

申出者(世帯主) 署名
氏名

代理人確認書類

- 代理人が確認・受給する場合には、原則、下記の書類が必要となります。
- 法定後見人(成年後見人等)の場合
 - ①代理権が確認できる書類(登記事項証明書の写し等) ②代理人の本人確認書類(※)
 - 上記以外の代理人の場合
 - ①申出者(世帯主)本人の本人確認書類(※) ②代理人の本人確認書類(※)

※本人確認書類は、上記の【提出書類】に記載の申出・請求者本人確認書類の写し(コピー)を参照のこと。

●不明な点がございましたら、古賀市緊急支援給付金相談窓口(092-942-1200)までお問い合わせください。